

I 実施要項

1 目的

養護教諭としての経験を踏まえ、専門的・実践的な研修を行い、児童生徒の心身の健康・安全に関する様々な課題に対応するために必要な指導力と実践力の更なる向上を図る。

2 対象

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍し、教職経験10年経過11年目の養護教諭（以下、「当該養護教諭」という。）とする。※過年度未受講者を含む。

なお、下記に留意のこと。

(1) 在職期間について

① 在職期間は、国立学校、公立学校又は私立学校である小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

② 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときには、在職期間に通算する。

③ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ア 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 育児休業をした期間

ウ 配偶者同行休業等をした期間

エ 職員団体の役員として専ら従事した期間

(2) 次の者は対象者から除く。

① 臨時的に任用された者

② 他の任命権者が実施する当該研修に相当する研修を受けた者

(3) 平成29年度までの10年経験者研修又は令和7年度までの中堅養護教諭資質向上研修を未受講の者（延期者）は対象とする。

3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

(1) 校外研修 年間 8～10日

(2) 校内研修 年間 5日

4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体

中堅養護教諭資質向上研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターが実施する。

6 実施体制

(1) 総合教育センターは、当該養護教諭が所属する市町村教育委員会（以下、「市町村教育委員会」という。）及び当該養護教諭が所属する学校の協力を得て実施する。

(2) 市町村教育委員会及び当該養護教諭が所属する学校は、研修の状況を把握し、研修に対して必要な協力を行う。

7 評価及び研修計画

【市町村立学校】

(1) 総合教育センターは、前年度内に、当該養護教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、市町村教育委員会に通知する。

(2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加え、当該養護教諭が所属する学校の校長に通知す

る。

- (3) 当該養護教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を校長に提出する。
- (4) 校長は、当該養護教諭の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて当該養護教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに市町村教育委員会に提出する。
- (5) 市町村教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、決定後、教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価票及び研修計画書を、総合教育センターに提出する。
- (7) 校長は、研修計画書に基づいて、当該養護教諭に職務上の命令を発する。

【県立学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に当該養護教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて、評価票に学校独自の評価の観点を付加することができる。
- (3) 当該養護教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を校長に提出する。
- (4) 校長は、当該養護教諭の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて当該養護教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに総合教育センターに提出する。
- (5) 校長は、研修計画書に基づいて、当該養護教諭に職務上の命令を発する。

【市立高等学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に、当該養護教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、市教育委員会に通知する。
- (2) 市教育委員会は、必要に応じて観点を加え、当該養護教諭が所属する学校の校長に通知する。
- (3) 当該養護教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を校長に提出する。
- (4) 校長は、当該養護教諭の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて当該養護教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに市教育委員会に提出する。
- (5) 市教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、決定後、総合教育センターに提出する。
- (6) 校長は、研修計画書に基づいて、当該養護教諭に職務上の命令を発する。

8 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画を作成し、市町村教育委員会、県立学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、校外研修、校内研修及びその他研修について必要な事項を定める。

9 校内体制

- (1) 校長は、当該養護教諭が研修を受けるときには、校内体制を整備し、業務に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭（教務主任、保健主事）等は、研修計画に従い、当該養護教諭の指導・助言を行う。

10 評価及び研修報告

- (1) 当該養護教諭は、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め成果報告書をまとめ自己評価を行い、校長に提出する。
- (2) 校長は、当該養護教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め評価を行い、成果報告書を作成する。また、校外研修及び校内研修の実績と効果について研修報告書を作成し、成果報告書と併せて、次のように提出する。また、その評価を当該養護教諭の以後の指導や研修に活用する。
 - ① 市町村立学校においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、成果報告書及び研修報告書について取りまとめ、教育事務所に提出する。教育事務所は、成果報告書及び研修報告書を取りまとめ、総合教育センターに提出する。

- ② 県立学校においては、総合教育センターに提出する。
- ③ 市立高等学校においては、市教育委員会に提出する。市教育委員会は、成果報告書及び研修報告書について取りまとめ、総合教育センターに提出する。

11 その他

この要項は令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。